

第4章 障害者自立支援法によるサービス目標量

第1節 平成26年度の目標値の設定

障害者自立支援法で規定している障害福祉サービスの平成26年度末における目標量の設定については、前期3年間の利用実績を踏まえ、第3期障害福祉計画において、次のとおり目標量の設定を行います。

1. 入所施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行の目標数

項目	数値	備考
現入所者数(A)	107人	平成17年10月の値
目標年度入所者数(B)	96人	平成26年度末の見込
退所目標値(C)	11人	(A) - (B)の値 ← (A)の10.2%
地域生活移行目標数	33人	(A)のうち、地域移行目標数 ← (A)の30.8%

※施設入所者の地域移行は、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。

■ 目標設定の考え方（国の目標）

- ① 現施設入所者の3割以上の地域移行
- ② 現施設入所者の1割以上の削減

■ 目標達成のための方策

地域生活移行目標数については、第2期期間中にグループホームやケアホームへの移行により、すでに大半が達成されています。

今期の目標に向けて、入所施設と連携をとり、個別の実態に合った支援により移行を推進していきます。

2. 就労支援事業

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数	8人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■ 目標設定の考え方（国の目標）

平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍

■ 目標達成のための方策

一般就労希望者のニーズに基づき、備北障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、三次市障害者支援センター、就労移行支援事業所と連携しながら、個別の実態に合った支援を行い、一般就労を進めていきます。

（2）就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
福祉施設利用者数	260 人	平成 26 年度末の生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	52 人	平成 26 年度末の就労移行支援事業利用者数

■ 目標設定の考え方（国の目標）

福祉施設利用者のうち、2 割以上が、就労移行支援事業を利用

■ 目標達成のための方策

訓練等給付利用者のうち、就労移行支援利用者は年々増加傾向にあり、今後も増加を考慮した取り組みが必要である。限られた期間の中で、一般就労を目指すこととなるため、サービス提供事業者、市外の事業所やハローワーク、備北障害者就業・生活支援センター、三次市障害者支援センターなどと連携し、移行へ向けた支援を行います。

（3）就労支援施設の利用者数

項 目	数 値	備 考
就労継続支援事業利用者数	77 人	平成 26 年度末に就労継続支援事業を利用している者の総数
【目標値】 就労継続支援 A 型事業利用者数	34 人	平成 26 年度末に就労継続支援 A 型事業を利用している者の総数

■ 目標設定の考え方（国の目標）

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割が就労継続 A 型事業を利用していることを基本とする。

■ 目標達成のための方策

現在、A 型事業所は市内に 1 ヶ所しかなく、そこに就労できる人数は非常に少ない。一般就労への移行に結びつかなかった対象者も多く、現状では人員増は難しい。そのため三次市障害者自立支援協議会等での協議を重ね、サービス提供事業所、行政が連携し、地域資源の掘り起こしや業務の確保を図り、新規事業所の開始や既存の事業所の人員増を目指した取り

組みを行います。

3. 各年度における障害福祉サービス（自立支援給付）の見込み量

1ヶ月間の障害福祉サービス（自立支援給付のサービス）必要量の見込みは次のとおりです。

（1）訪問系サービス

（1ヵ月あたり）

	H24年度	H25年度	H26年度
訪問系サービス合計	58人 1,383時間	68人 1,586時間	77人 1,769時間
居宅介護	49人 1,127時間	57人 1,311時間	64人 1,472時間
同行援護	5人 50時間	6人 60時間	7人 70時間
重度訪問介護	2人 188時間	2人 188時間	2人 188時間
行動援護	2人 18時間	3人 27時間	4人 39時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 第2期障害福祉計画においては、平成21年度から平成23年度までの訪問系サービスの利用者実人数の実績及び本計画の地域移行者の目標数をもとにして、各年度の利用者数を算定しました。

イ 平成21年度から平成23年度までの一人あたり平均利用時間を求め、予測した各年度の利用者に掛け合わせて見込み時間を算定しました。

(2) 日中活動系サービス

(1ヵ月あたり)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活介護	1,743 日分 83 人	1,764 日分 84 人	1,785 日分 85 人
自立訓練（機能訓練）	20 日分 1 人	40 日分 2 人	40 日分 2 人
自立訓練（生活訓練）	130 日分 10 人	130 日分 10 人	130 日分 10 人
就労移行支援	648 日分 36 人	792 日分 44 人	936 日分 52 人
就労継続支援（A 型）	540 日分 30 人	576 日分 32 人	612 日分 34 人
就労継続支援（B 型）	1,350 日分 75 人	1,368 日分 76 人	1,386 日分 77 人
療養介護	1 人分	1 人分	1 人分
児童デイサービス	140 日分 36 人	140 日分 36 人	140 日分 36 人
短期入所	220 日分 20 人	275 日分 25 人	330 日分 30 人

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 平成21年度から平成23年度までの日中活動系サービスの利用者実人数の実績及び本計画の地域移行者の目標数をもとにして、各年度の利用者数を算定しました。

イ 平成24年度以降で市内に新規事業所の開設計画が把握できているものについては、更なる利用見込数を加えて算定しました。

(3) 居住系サービス

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
共同生活援助（グループホーム）	26 人	28 人	30 人
共同生活介護（ケアホーム）	38 人	45 人	45 人
施設入所支援	99 人	97 人	96 人

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 共同生活援助及び共同生活介護の利用者数については、平成23年度の利用者数をもとに、平成24年度から平成26年度の間地域生活移行者数と市内新規事業所の開設に伴う在宅障害者及び本計画の地域移行者を予測して算定しました。

イ 施設入所支援については、平成23年度の利用者数及び既存の法定福祉施設（旧体系）の現在の利用者数をもとに算定しました。

第2節 各サービス提供事業者の状況

1. 介護給付

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。障害程度区分1以上の方が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

現在、8ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市三良坂町三良坂737番地1	実施
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号	実施
サンキ・ウエルビー介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施
ヘルパーステーションひまわり	三次市君田町東入君237番地1	実施
ケイシンケアセンター	三次市三良坂町三良坂949番地2	実施
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施

(2) 同行援護

視覚障害の方が移動に著しい困難があるとき、外出時に同行し移動に必要な情報などの提供や外出の際に必要な支援を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、3ヶ所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。

事業所	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市三良坂町三良坂737番地1	実施
サンキ・ウエルビー介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施

(3) 重度訪問介護

障害程度区分が区分4以上の方で、2肢以上に麻痺があるといった、常に介護が必要な重度の肢体不自由の方が対象となります。自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、8ヶ所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市三良坂町三良坂737番地1	実施
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号	実施
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施
ヘルパーステーションひまわり	三次市君田町東入君237番地1	実施
ケイシンケアセンター	三次市三良坂町三良坂949番地2	実施
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施

(4) 行動援護

障害程度区分が区分3以上の方で、知的障害や精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、1ヶ所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。

事業所	所在地	備考
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施

(5) 重度障害者等包括支援

障害程度区分が区分6の方のうち、常に介護を必要とする方が対象者となり、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、現在このサービスを提供している事業所はありません。

(6) 児童デイサービス

障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要があると認められるような障害のある児童が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1ヶ所の事業所がサービスを提供しています。また、平成24年4月から1ヶ所の事業所が実施予定です。

事業所名	所在地	備考
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地 三次市十日市東五丁目515番地3	実施
子鹿学園	三次市粟屋町	H24.4 実施予定

(7) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に夜間も含め施設で、入浴・排泄・食事の介護などを行います。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、6ヶ所の事業所がサービスを行っています。また、平成25年4月から1ヶ所の事業所が実施予定です。

事業所名	所在地	備考
短期入所生活介護事業所花の里	三次市十日市東四丁目3番10号	実施
子鹿学園短期入所事業所	三次市粟屋町4901番地	実施
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
ニューライフ君田短期入所事業所	三次市君田町東入君357番地1	実施
あらくさ	三次市甲奴町本郷1584番地	実施
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷1018番地4	実施
さくらホーム	三次市甲奴町本郷	H25.4 実施予定

(8) 療養介護

主として昼間に、病院等で機能訓練・療養上の管理・看護・医学的な管理の下の介護および日常生活上の世話をします。

医療および常時の介護を必要とする人（①障害程度区分が区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている人、または②障害程度区

分が区分5以上の筋ジストロフィー患者、または重症心身障害者)が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

(9) 生活介護

昼間に障害者支援施設等で、食事・入浴・排せつの介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

常に介護を必要とする人で、障害程度区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、施設入所では、区分4以上、50歳以上の場合は区分3（要介護2程度）以上の人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、4ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1	実施
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1	実施
あらくさ	三次市甲奴町本郷1584番地	実施

(10) 施設入所支援

施設に入所する方に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等をおこないます。

生活介護利用者のうち、区分4以上の人、50歳以上の場合は、区分3以上の人を対象となります。また、自立訓練や就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、2ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1	実施

(11) 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。障害程度区分

が区分2以上に該当する身体障害者（65歳未満の者等）や知的障害者・精神障害者の人で、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している地域において自立した人で食事や入浴等の日常生活上の介護や支援が必要な人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、3ヶ所の事業所がサービスを提供しています。また、平成24年以降2ヶ所の事業所が実施予定です。

事業所名	所在地	備考
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷1018番地4	実施
ケアハウス君田	三次市君田町東入君238番地1	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施
さくらホーム	三次市甲奴町本郷1583番地2	H25.4 実施予定
ゆうしゃいん三次（すずらん）	三次市大田幸町	H24.実施予定

2. 訓練等給付

(1) 自立訓練「機能訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

「機能訓練」の対象者は次の通りで、現在の身体障害者更生施設等の利用者が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活に移行する場合、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業した人が、地域生活を送るときに身体機能の維持・回復が必要な方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、現在このサービスを提供している事業所はありません。

(2) 自立訓練「生活訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

「生活訓練」の対象者は、次の通りです。

- 入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活へ移行するときに生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定しているが、地域生活を送る際、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業者名	所在地	備考
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施

(3) 就労移行支援

一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習・職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等（雇用または在宅就労等）が見込まれる65歳未満の人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、2ヶ所の事業所が現在サービスを提供しています。

事業者名	所在地	備考
夢工房ねむの木	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施

(4) 就労継続支援「A型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

「A型」では、一般企業等での就労が困難な方で、必要な訓練等を受けることにより、雇用計画に基づく就労が可能な（利用開始時に60歳未満の）方が対象となります。

- 就労移行支援事業を利用した方で企業等の雇用に結びつかなかった方
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で、企業等の雇用に結びつかなかった方
- 企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係の状態にない方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東三丁目12番41号	実施

(5) 就労継続支援「B型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

「B型」では、一般企業等での就労が困難で、就労移行支援事業等を利用した後、一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などで必要な訓練等を受けることで、知識・能力の向上・維持が期待される方が対象となります。

- 企業等や就労継続支援「A型」での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- 就労移行支援事業を利用した方で、企業等または就労継続支援「A型」の雇用に結びつかなかった方
- 50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援「A型」の利用が困難と判断された方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、4ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1	実施
三次共同作業所	三次市南畑敷町342番地3	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施
ゆうしゃいん三次（すずらん）	三次市大田幸町	実施

(6) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。地域において共同生活を行うのに支障のない方、また、就労または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者が地域において自立した日常生活を送るときに、相談等の日常生活の援助が必要な方が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
グループホーム やまびこ	三次市粟屋町2828番地3	実施